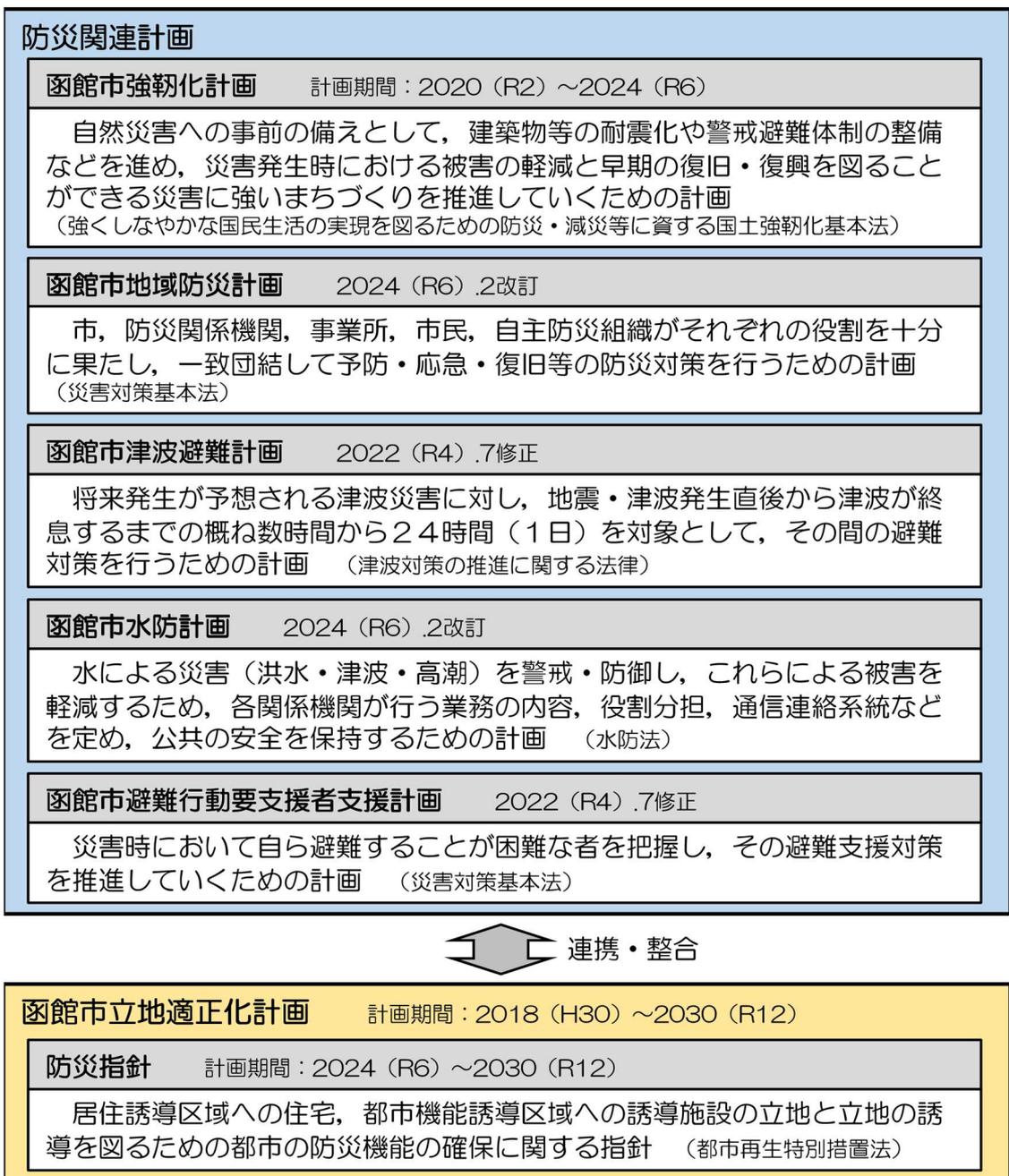


4-5 防災指針

(1) 防災指針策定の背景と位置づけ

気候変動の影響による近年の自然災害の頻発・激甚化を背景に、2020（令和2）年に都市再生特別措置法が改正され、本計画に「防災指針（都市の防災機能の確保に関する指針）」を定める旨が規定されたところですが、本市においては、各種防災関連計画に基づき防災施策を進めていることから、これら防災関連計画の中から本計画を推進するうえで重要な事項を抽出し、連携・整合を図ったうえで同法に規定する「防災指針」として取りまとめ、本計画に定めるものとします。

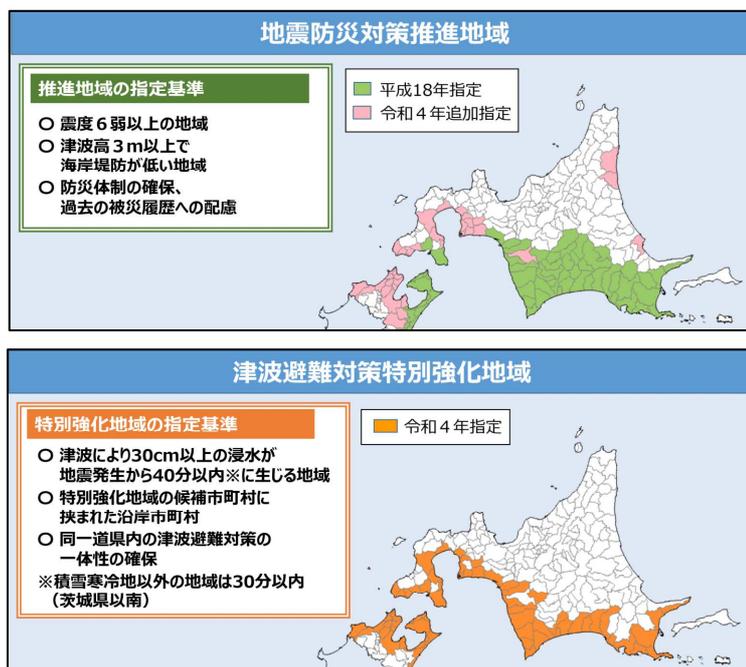


(2) 居住誘導区域内の災害リスクの把握

居住誘導区域には、以下の災害ハザードエリア等が含まれています。

土砂災害警戒区域
土砂災害が発生した場合に、住民等の生命または身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律）
津波災害警戒区域
津波が発生した場合に、住民等の生命または身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域（津波防災地域づくりに関する法律）
洪水浸水想定区域
河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域で、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、または浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るために指定する区域（水防法）
大規模盛土造成地
安全性の確認が必要な大規模盛土造成地として国が調査・抽出したもので、優先度を評価しながら、必要に応じて調査・対策等を講ずるエリア (大規模盛土造成地の滑動崩落対策推進ガイドライン)

また、本市は、「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に基づき、同地震が発生した場合に著しい地震災害が生じるおそれがあるため、地震防災対策を推進する必要がある地域（地震防災対策推進地域）および同地震に伴い津波が発生した場合に著しい津波災害が生じるおそれがあるため、津波対策を特別に強化すべき地域（津波避難対策特別強化地域）に指定されています。

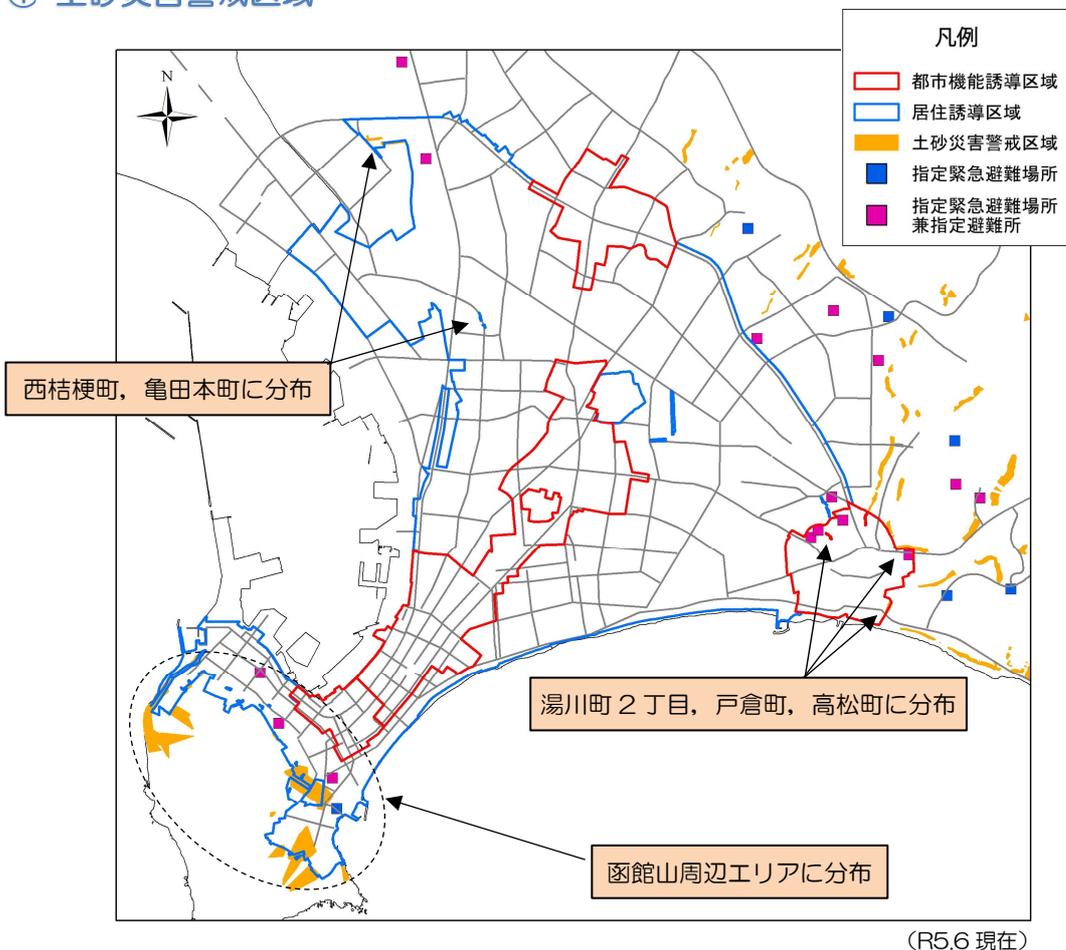


出典：内閣府資料をもとに作成

(3) 居住誘導区域内の災害リスクの分析

各種災害ハザードエリア等と居住誘導区域を重ね合わせて、災害の種類ごとに居住誘導区域内の災害リスクを分析します。

① 土砂災害警戒区域



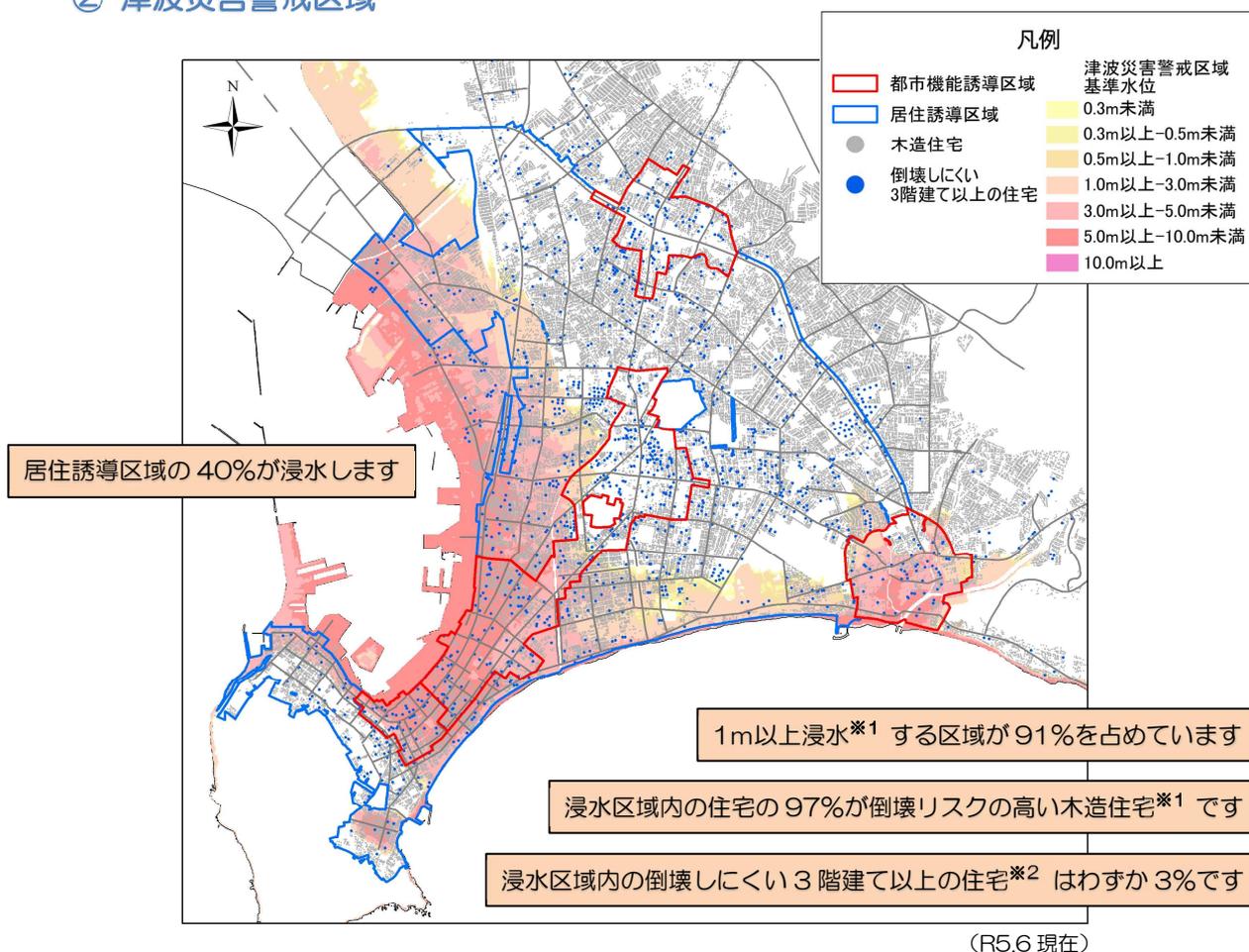
	面積	住宅数
居住誘導区域	2,677 ha	約 4.4 万 棟
うち土砂災害警戒区域	21 ha ※居住誘導区域の約 1%	約 3 百 棟 ※居住誘導区域の約 1%

出典：R2 都市計画基礎調査の結果をもとに GIS により算定

【分析結果】

- ・面積規模は小さいものの、一定の土砂災害リスクが分布しています。
 - ・土砂災害リスクに対しては、建物倒壊のおそれから、警戒区域外への立ち退き避難が原則となります。
- ⇒災害リスクの周知や避難意識の啓発、安全な避難場所・避難経路の確保、住民等への情報伝達など、警戒避難体制の整備が重要となっています。
- ⇒市内の高齢化の状況を踏まえると、自ら避難することが困難である者（避難行動要支援者）への避難支援対策も重要となっています。

② 津波災害警戒区域



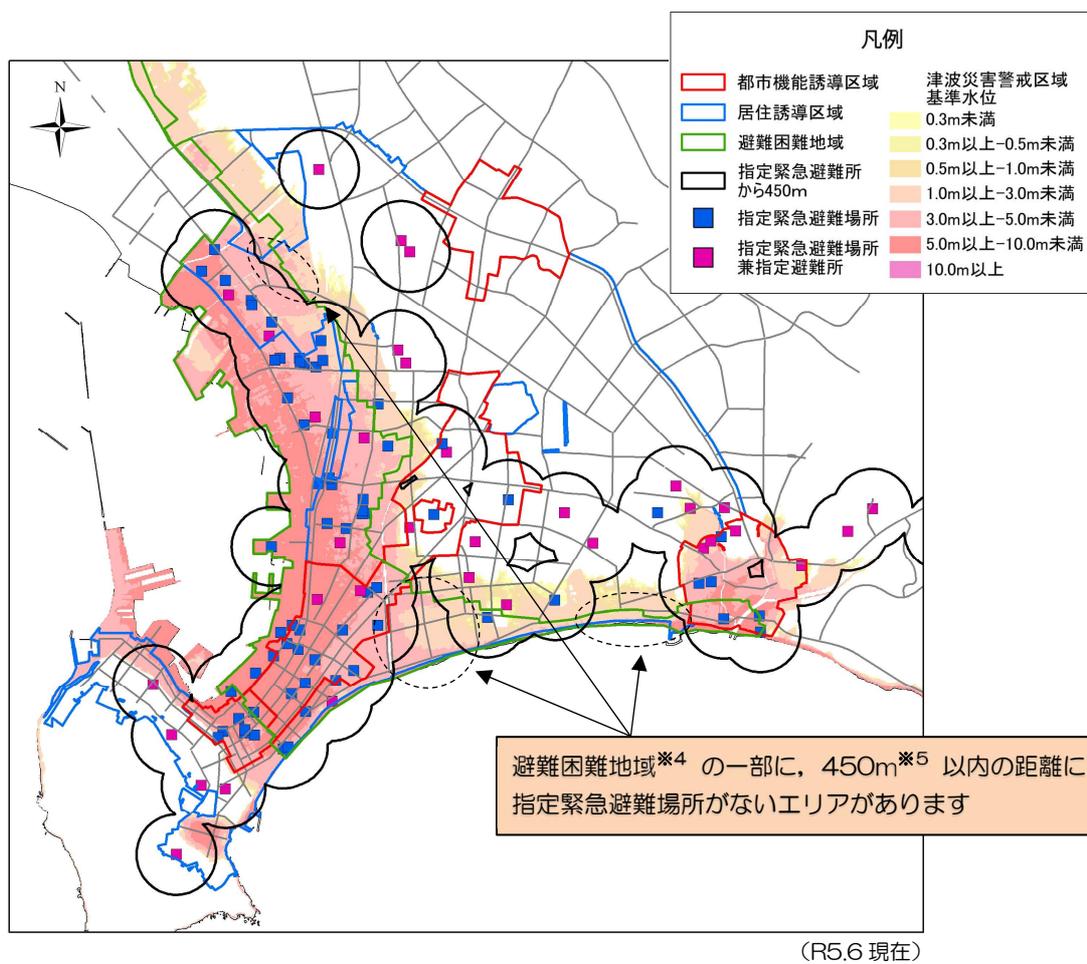
- ※1 木造住宅は浸水1m程度から部分破壊を起こし始め、2mで全面破壊に至る。【出典：気象庁資料】
- ※2 鉄筋コンクリート造または鉄骨造で、新耐震基準^{※3}により建築された3階以上の部分に避難できる住宅（浸水5mで2階まで水没【出典：国土交通省資料】）
- ※3 1981（昭和56）年6月1日以後に工事に着手したもの（便宜上、建築年次が1982年以後のものを抽出）

	面積	木造住宅 ^{※1}	倒壊しにくい3階建て以上の住宅 ^{※2}
居住誘導区域	2,677 ha	—	—
うち津波災害警戒区域	1,076 ha ※居住誘導区域の約40% ※約91%が基準水位1m以上	約1.6万棟 ※浸水区域内の住宅の約97%	約5百棟 ※浸水区域内の住宅の約3%

出典：R2 都市計画基礎調査の結果をもとにGISにより算定

【分析結果】

- ・津波災害リスクが広範囲かつ多数の者にわたっています。
 - ・津波災害リスクに対しては、建物倒壊のおそれから、水位にかかわらず、浸水区域外または津波避難ビル等への立ち退き避難が原則となります。
- ⇒災害リスクの周知や避難意識の啓発、安全な避難場所・避難経路の確保、住民等への情報伝達など、警戒避難体制の整備が重要となっています。
- ⇒市内の高齢化の状況を踏まえると、自ら避難することが困難である者（避難行動要支援者）への避難支援対策も重要となっています。



※4 浸水区域外までの距離が450m^{※5}以上の地域
 ※5 津波の第1波が到達するまでの間に歩行困難者や身体障がい者等が徒歩で避難できる距離

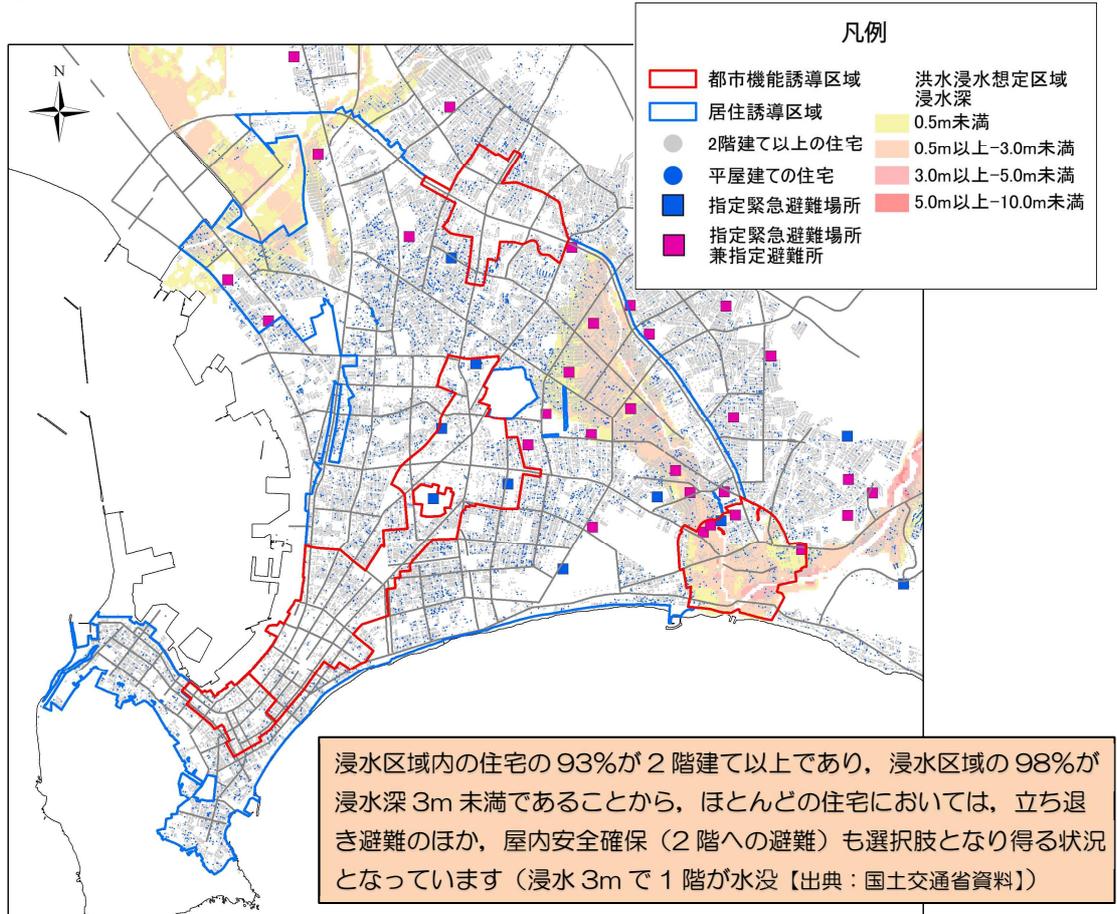
出典：函館市津波避難計画

【分析結果】

- 避難困難地域の一部に、450m以内の距離に指定緊急避難場所がない状況がみられます。

⇒指定緊急避難場所の充実について検討する必要があります。

③ 洪水浸水想定区域

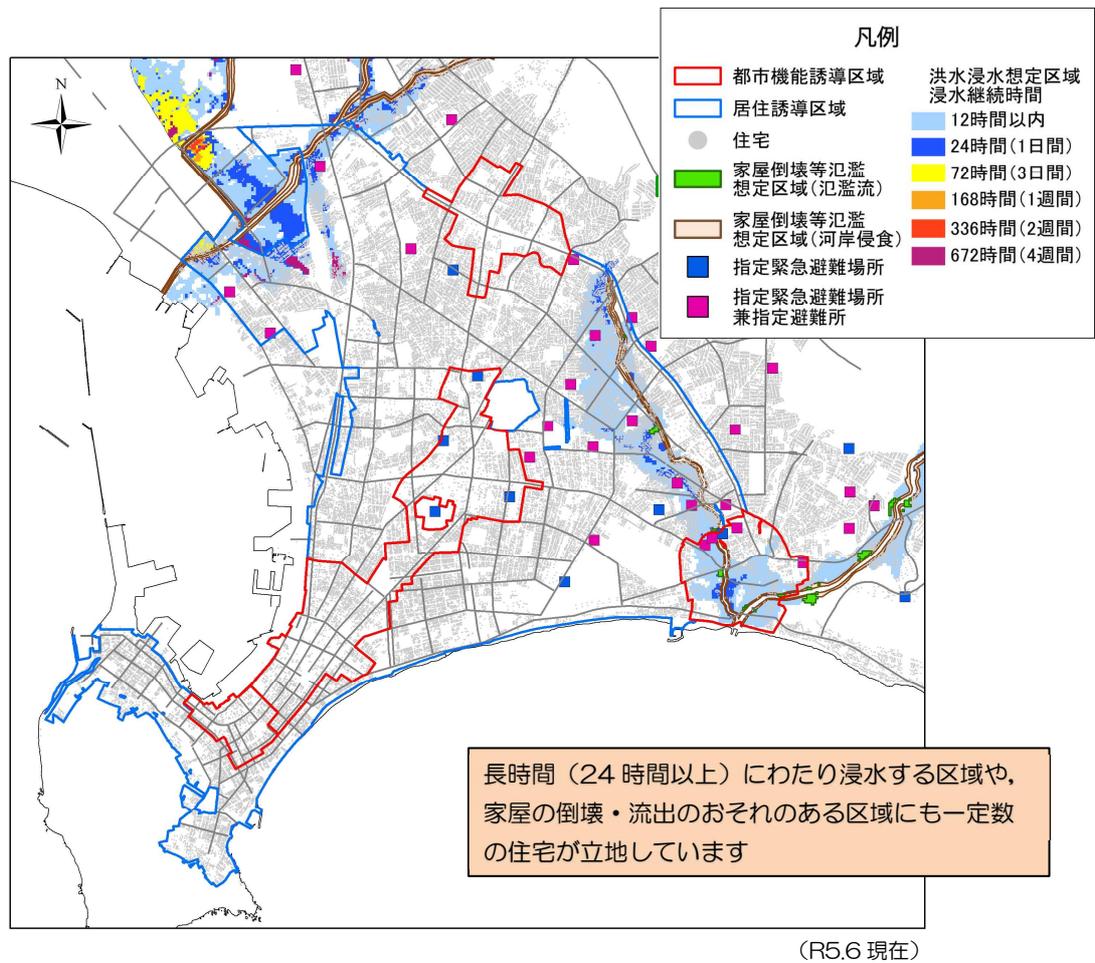


(R5.6 現在)

一方で、面積規模は小さいものの、浸水深が3m以上となる区域も存在し、また、平屋の住宅も一定数存在することから、立ち退き避難を余儀なくされる状況もみられます

	面積	2階建て以上の住宅	平屋建ての住宅
居住誘導区域	2,677 ha	—	—
うち洪水浸水想定区域	404 ha ※居住誘導区域の約 15% ※約 98%が浸水深 3m 未満	約 6.5 千 棟 ※浸水区域内の住宅の 約 93%	約 5 百 棟 ※浸水区域内の住宅の 約 7%

出典：R2 都市計画基礎調査の結果をもとに GIS により算定



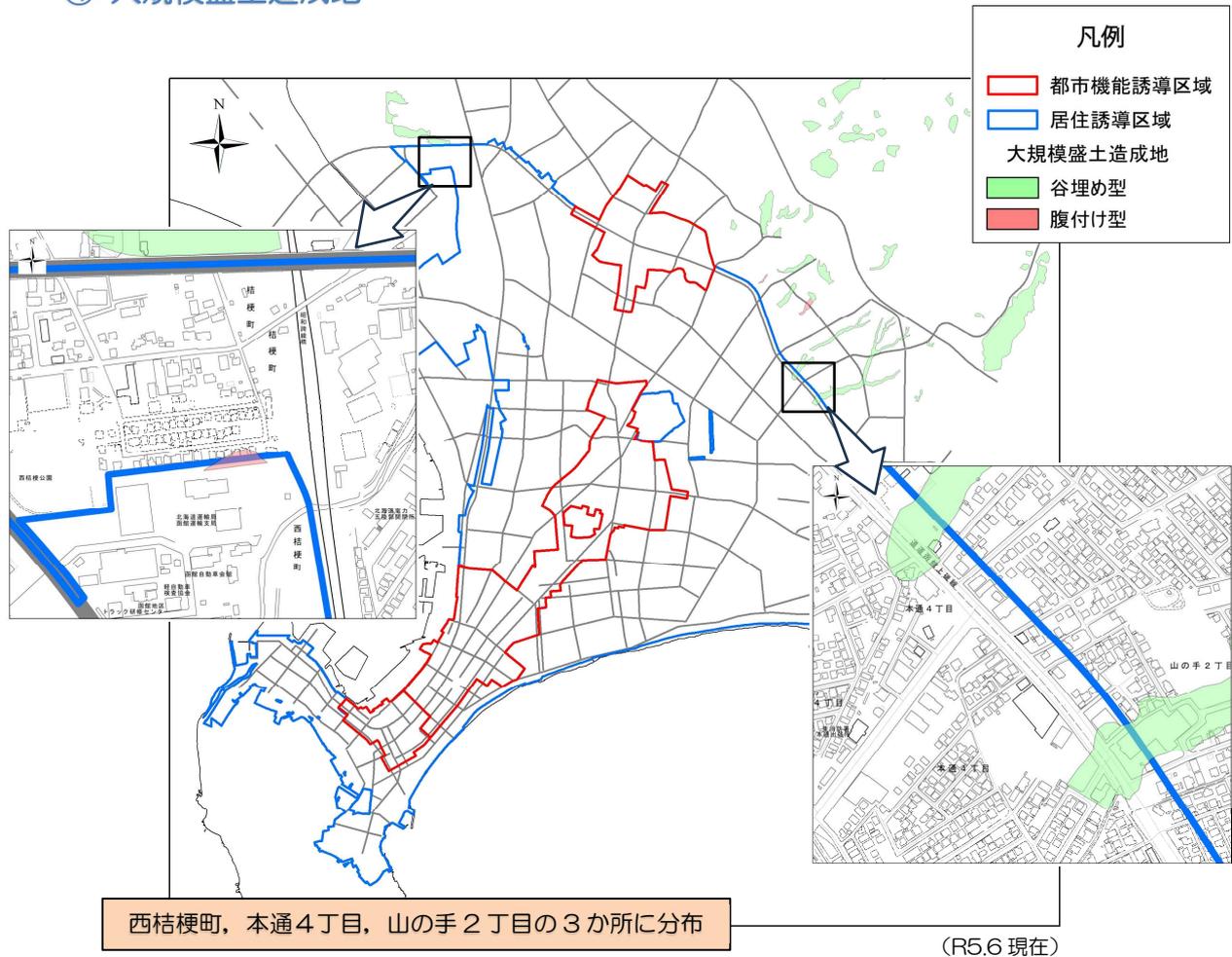
	浸水継続時間が 24 時間以上の 住宅数	家屋倒壊等氾濫想定 区域内の住宅数 (氾濫流)	家屋倒壊等氾濫想定 区域内の住宅数 (河岸侵食)
居住誘導区域	約 9 百 棟	約 10 棟	約 3 百 棟

出典：R2 都市計画基礎調査の結果をもとに GIS により算定

【分析結果】

- 屋内安全確保（2 階への避難）も選択肢となり得る状況が大半を占めていますが、平屋の住宅も一定数存在するほか、一部に、2 階まで浸水する区域、長時間（24 時間以上）にわたり浸水する区域、家屋の倒壊・流出のおそれのある区域があることから、立ち退き避難を余儀なくされる状況もみられます。
- ⇒災害リスクの周知や避難意識の啓発、安全な避難場所・避難経路の確保、住民等への情報伝達など、警戒避難体制の整備が重要となっています。
- ⇒市内の高齢化の状況を踏まえると、自ら避難することが困難である者（避難行動要支援者）への避難支援対策も重要となっています。

④ 大規模盛土造成地



	面積
居住誘導区域	2,677 ha
うち大規模盛土造成地	1 ha ※居住誘導区域の約 0.04%

出典：GISにより算定

【分析結果】

- 詳細な調査実施に係る優先度評価は比較的低いものの、居住誘導区域内の3か所に大規模盛土造成地が分布しています。
- ⇒状況の変化を注視しながら、今後の詳細な調査の必要性等について検討していく必要があります。

⑤ 共通 1

序章

1章

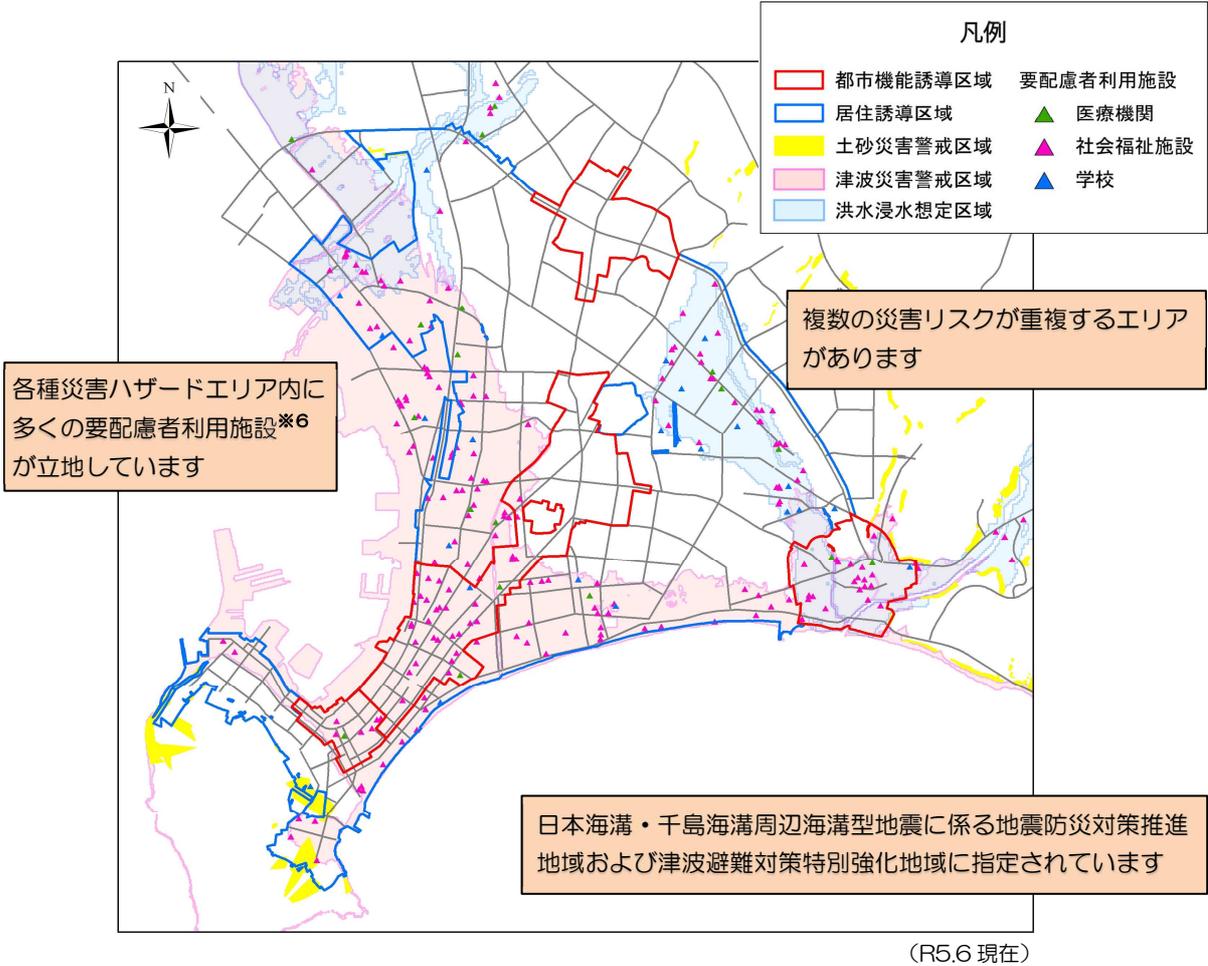
2章

3章

4章

5章

6章



※6 防災上の配慮を要する者が利用する施設（医療施設，社会福祉施設，学校）で，津波災害警戒区域内，洪水浸水想定区域内または土砂災害警戒区域内に立地するもの

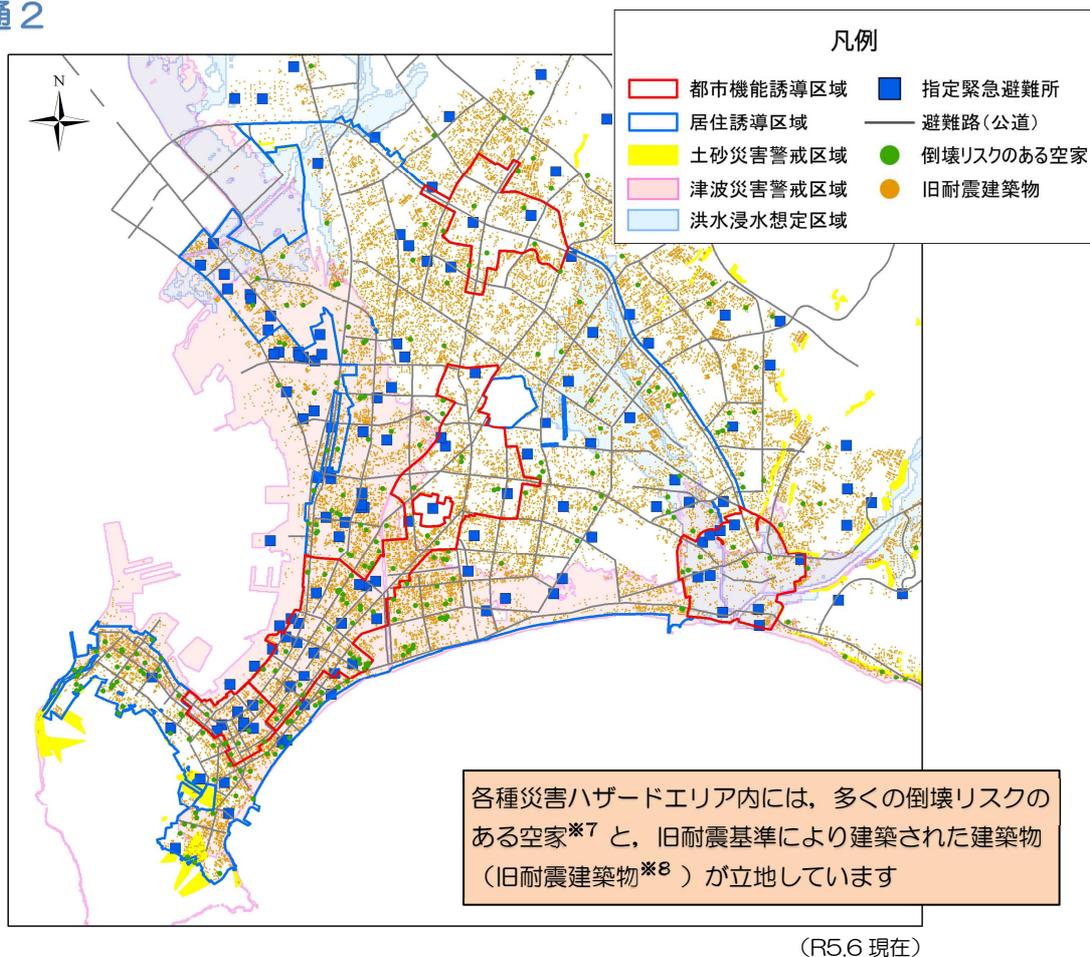
要配慮者利用施設	医療施設	社会福祉施設	学校
居住誘導区域	14 棟	234 棟	22 棟
うち津波災害警戒区域	11 棟 ※居住誘導区域の約 79%	195 棟 ※居住誘導区域の約 83%	10 棟 ※居住誘導区域の約 45%
うち洪水浸水想定区域	5 棟 ※居住誘導区域の約 36%	79 棟 ※居住誘導区域の約 34%	12 棟 ※居住誘導区域の約 55%
うち土砂災害警戒区域	0 棟	1 棟 ※居住誘導区域の約 0.4%	2 棟 ※居住誘導区域の約 9%

出典：函館市資料（R5.6 現在）

【分析結果】

- 最大クラスの災害リスク（日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震）が想定されているほか，複数の災害リスクが重複するエリアがあります。
⇒最大クラスの災害リスクや複数の災害リスクに備えた，総合的な防災・減災の取組が必要となっています。
- 各種災害ハザードエリア内に多くの要配慮者利用施設^{※6}が立地しています。
⇒施設利用者の避難の確保に関する計画の作成および避難訓練の実施を促し，要配慮者の安全を確保していく必要があります。

⑥ 共通2



※7 「空家等対策の推進に関する特別措置法」に定義される「そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態」にあると認められるものをいう。

※8 1981（昭和56）年5月31日以前に工事に着手したもの（便宜上、建築年次が1981年以前のものを抽出）

	倒壊リスクのある空家※7	旧耐震建築物※8
居住誘導区域	約 2.3 百 棟	約 2.2 万 棟
うち津波災害警戒区域	約 1.5 百 棟 ※居住誘導区域の約 65%	約 1.0 万 棟 ※居住誘導区域の約 45%
うち洪水浸水想定区域	約 20 棟 ※居住誘導区域の約 9%	約 0.3 万 棟 ※居住誘導区域の約 14%
うち土砂災害警戒区域	5 棟以下 ※居住誘導区域の約 2%	2 百 棟以下 ※居住誘導区域の約 1%

出典：倒壊リスクのある空家は函館市調査（R4 年度末時点）

旧耐震建築物は R2 都市計画基礎調査の結果をもとに GIS により算定

【分析結果】

- 各種災害ハザードエリア内には、多くの倒壊リスクのある空家※7 と、旧耐震基準により建築された建築物（旧耐震建築物※8）が立地しています。
- ⇒災害時にはこれらが倒壊し、避難路（公道）が閉塞するおそれがあることから、避難の際の大きな支障となることが懸念されます。

(4) 防災まちづくりの将来像と取組方針の設定

「(3) 居住誘導区域内の災害リスクの分析」のとおり、本市においては通常の災害リスクのほか、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震といった最大クラスの地震・津波災害リスクが想定されていることから、警戒避難体制の整備を軸とした災害対策とならざるを得ない状況にあります。このような状況を踏まえ、以下のとおり防災まちづくりの将来像・取組方針を設定します。

【防災まちづくりの将来像・取組方針】

最大クラスの災害を見据えた「防災・減災のまちづくり」

(5) 課題に応じた具体的な取組と目標値の設定

「(3) 居住誘導区域内の災害リスクの分析」の結果から課題を整理し、以下のとおり各課題に応じた具体的な取組とその目標値を設定します。

課題	課題に応じた具体的な取組	取組期間			目標値
		短期 5年	中期 10年	長期 20年	
【共通】立ち退き避難を余儀なくされる災害リスクがあり、特に津波では、これが広範囲かつ多数の者に及んでいます	各種防災関連計画※ ¹ に基づき、 警戒避難体制を整備 します（災害リスクの周知、避難場所・経路の確保、情報伝達など）	→			函館市強靱化計画に準拠
【共通】自ら避難することが困難である者への避難支援対策が重要となっています	函館市避難行動要支援者支援計画に基づき、 要支援者の把握と個別避難計画の作成 を推進します	→			【把握率】100% 【作成率】100%
【津波】450m以内に津波避難ビル等がないエリアがあります	津波避難ビル等の充実 に向けた検討を進めます	→			津波避難ビル等の適正配置
【大規模盛土】詳細調査に係る検討が必要となっています	優先度評価に従い 詳細調査の必要性等 を検討します	→			調査の必要性の整理
【共通】最大クラスおよび複数の災害リスクに応じた総合的な防災・減災の取組が必要となっています	各種防災関連計画※ ¹ に基づき、 防災・減災対策を推進 します	→			函館市強靱化計画に準拠
	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策 推進計画 を策定・運用します	→			推進計画の策定・運用
【共通】災害ハザードエリア内に要配慮者利用施設が多く立地しています	要配慮者利用施設における 避難確保計画の作成 および 避難訓練の実施 を促します	→			函館市強靱化計画に準拠
【共通】倒壊リスクのある空家や旧耐震建築物の倒壊によって避難路(公道)が閉塞し、避難の際に大きな支障となるおそれがあります	空家計画※ ² に基づく 空家対策 および耐震化計画※ ³ に基づく 建築物の耐震化 を促進します	→			空家計画および耐震化計画に準拠

※1 函館市強靱化計画、函館市地域防災計画、函館市津波避難計画、函館市水防計画、函館市避難行動要支援者支援計画
 ※2 函館市空家等対策計画
 ※3 函館市耐震改修促進計画